



FUJISASH

不二サッシ株式会社

第36期 報告書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)



目次

事業報告	1
1.当社グループの現況に関する事項	1
2.株式に関する事項	7
3.新株予約権等に関する事項	8
4.役員に関する事項	9
5.会計監査人の状況	13
6.業務の適正を確保するための体制	14
7.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	19
連結計算書類	20
連結貸借対照表	20
連結損益計算書	21
連結株主資本等変動計算書	22
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	23
計算書類	24
貸借対照表	24
損益計算書	25
株主資本等変動計算書	26
会計監査人の監査報告書謄本	27
監査役会の監査報告書謄本	28

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私は本年4月に代表取締役社長に就任いたしました吉田勉です。

このたび、当社の第36期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）が終了いたしましたので、事業の概況をご報告申し上げます。

平成29年6月

代表取締役社長

吉田 勉





事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループ（当社および連結子会社）の業績は、主力とするビルサッシを中心とした建材事業分野においては、新設住宅着工戸数は持ち直したものの、マンション販売戸数減少の影響を受けました。また、形材外販事業においては、アルミ地金市況や為替変動の影響があったものの、国内の物量が回復したことにより、収益は回復傾向にあります。環境事業においては、プロセス管理を徹底することにより、概ね計画通りに推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高943億2千2百万円（前年同期比3.5%減）、営業利益26億1千5百万円（前年同期比1千1百万円増）、経常利益23億6千8百万円（前年同期比1億3千4百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の追加計上に伴う税金費用の影響等により、43億5千万円（前年同期比30億7千4百万円増）となりました。

また、当期において18年ぶりに期末配

当を実施し、復配を実現することが出来ました。

〔建材事業〕

建材事業においては、営業プロセスの徹底した効率化を推進するとともに、短納期物件等の取り込みに注力しましたが、マンション販売戸数減少の影響などから、売上高は687億3千万円（前年同期比1.5%減）、セグメント利益33億6百万円（前年同期比7億6千9百万円減）と減収減益になりました。

〔形材外販事業〕

形材外販事業においては、海外での事業縮小やアルミ地金市況および為替変動により、売上高203億1千3百万円（前年同期比5.5%減）と減収になりましたが、国内での物量拡大やコスト削減に注力したことなどから、セグメント利益3億8千2百万円（前年同期はセグメント損失3億9千8百万円）と黒字転換しました。

(単位：百万円)

事業別	売上高 (前期比増減率)	セグメント利益 (前期比増減額)
建材事業	68,730 (△1.5%)	3,306 (△769)
形材外販事業	20,313 (△5.5%)	382 (780)
環境事業	3,307 (△27.8%)	139 (102)
その他	1,971 (8.4%)	95 (△44)

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産、運送、保管管理、LED商品等を含んでおります。



〔環境事業〕

環境事業においては、プラント部門は工期の長い物件が多く、当連結会計年度の完了工事が少なかったことなどから、売上高は33億7百万円（前年同期比27.8%減）と減収になりましたが、営業プロセスの効率化の推進などにより、セグメント利益1億3千9百万円（前年同期比1億2百万円増）と増益になりました。

〔その他〕

その他には、不動産・運送・保管管理・LED商品等がありますが、売上高は19億7千1百万円（前年同期比8.4%増）、セグメント利益は9千5百万円（前年同期比4千4百万円減）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国における建築市場は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた工事の本格化が見込まれる一方、建設費の高止まりや着工件数の減少など、厳しい事業環境が続くものと予想しております。

このため当社グループが対処する課題として、コア事業である建材事業・形材外販事業の安定的な収益確保、潜在成長力が高いリニューアル事業および環境事業の基盤強化、売上高1,000億円の早期実現と利益率アップ、海外事業の再構築と認識しております。

これらの課題に対処するため、2017年度から2020年度における4ヵ年の新中期経営計画「創造」を策定し推進してまいります。

中期経営計画「創造」の基本戦略として、「変革への挑戦、選ばれる企業へ」

のスローガンのもと、前中期経営計画で掲げた基本計画を継承しつつ、事業ポートフォリオ戦略を推進し、2020年とその先の10年を見据えた成長シナリオを描いています。

〔コア事業〕

ビル建材事業は、提案力と競争力を強化し、シェアアップと収益の拡大を図ります。

住宅建材事業は、次期高断熱サッシを開発し導入することで拡販を図るとともに、エコ関連商品におきましても販路の新規開拓と商品開発を行います。

形材外販事業は、非建材商品の取り組みなど、アルミ形材・加工品の販路拡大を図ります。

〔注力事業〕

リニューアル事業は、マンションリニューアルの事業モデルを首都圏・関西以外の他の都市へ段階的に展開します。

環境事業は、体制を強化し技術を活かしてシェアアップを図るとともに、薬剤の売上拡大と商材の拡大および新たな市場を開拓します。

〔成長事業〕

海外事業は、ターゲット地域をベトナム、フィリピン他ASEAN地域および台湾に絞り、受注した物件に対して確実に対応し、海外事業モデルを構築してまいります。



特需事業・LED事業は、商品体系の確立、差別化商品の販売拡大を通して事業の多角化を図ります。

マグネシウム事業は、マグネシウム合金の特性を活かせる専門分野への新合金供給を目指し基盤構築に取り組みます。

[文化シャッター株式会社との協業]

プロモーター制度によりエリア主導でスピーディな施策を実施し商品開発やコストダウンを行ってまいります。

海外市場においては、ASEAN市場の開拓推進を行います。

これらの諸施策に取組み、中期経営計画の最終年度の2020年度におきましては、

	2016年度	2020年度
売上高	943億円	1,050億円以上
営業利益	26億円	35億円以上
営業利益率	2.8%	3.3%以上
純資産	175億円	230億円以上
自己資本比率	20.4%	25.0%以上
配当性向	8.0%※	15.0%以上
D/Eレシオ	1.2	0.9 以下

※2016年度の配当性向は税効果を除外して算出

これらの数値目標を達成し、株主の皆様をはじめ、ステークホルダーに選ばれる企業となるべく事業を展開してまいります。

(3) 設備投資の状況

当社グループでは、生産拠点の新工場設立および生産部門の設備更新等により、34億2千7百万円（国庫補助金等による圧縮記帳額1千5百万円控除後）の設備投資を実施いたしました。

当社においては、加工設備の更新を中心に12億8千万円、不二ライトメタル(株)においては、鋳造設備を中心に18億8千2百万円（国庫補助金等による圧縮記帳額1千5百万円控除後）の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

(株)りそな銀行と総額95億円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は43億円となっております。

平成29年2月27日、株式会社りそな銀行を引受先とする25億円、平成29年3月31日、株式会社みずほ銀行を引受先とする10億円の無担保社債をそれぞれ発行いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。



(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度 第 33 期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	平成26年度 第 34 期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	平成27年度 第 35 期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	平成28年度 第 36 期 (当連結会計年度) (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
売 上 高 (百万円)	98,648	99,020	97,704	94,322
経 常 利 益 (百万円)	3,354	2,643	2,233	2,368
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,478	1,292	1,276	4,350
1 株当たり当期純利益 (円)	23.88	10.24	10.11	34.47
総 資 産 (百万円)	80,432	82,692	83,217	85,467
純 資 産 (百万円)	11,626	15,527	12,449	17,574

(注) 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」を適用して算出しております。

《平成25年度(第33期)》

建材事業分野におきましては、原材料費の上昇や技能労働者不足などの懸念材料があるものの緩やかな回復基調が継続しておりました。

形材外販事業におきましては、アルミ加工品の受注に努めた結果、売上は伸ばしましたが、市場競争の激化により利益面では厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは「中期経営3ヵ年計画」に基づき、グループ収益力強化と財務体質の強化を図った結果、増収増益になり、営業利益率、純資産、有利子負債残高の各計画目標を達成いたしました。

《平成26年度(第34期)》

建材事業分野におきましては、営業プロセスの徹底した効率化を推進してきたことなどにより概ね堅調に推移してきましたが、アルミ地金等原材料価格の上昇や技能労働者不足、労務費の高騰など懸念材料が顕在化しました。

形材外販事業におきましては、市場競争激化などにより利益面では厳しい状況が続きました。

環境事業におきましては、受注は順調に推移しましたが、一部大型プラント物件で工事遅延が発生し影響が出ました。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画『躍進』（2014年度～2016年度）を策定し、「バリューイノベーションの実現」「強靱な事業システムの構築」「成長分野の強化」「新分野への挑戦」を基本戦略とし、グループ全社一丸となって計画の達成に取り組みました。

《平成27年度(第35期)》

建材事業分野におきましては、国内ビル新築事業・リニューアル事業を中心に建築需要を確実に取り込み、営業プロセスの徹底した効率化を推進しました。形材外販事業におきましては、国内市場の需要減少および競争激化に加え、不二サッシマレーシア社の事業縮小などにより、減収減益になりました。

環境事業におきましては、薬剤販売等に注力し、増収になりましたが固定費の増加および外注費の高騰により減益となりました。

このような状況のもと、財務上の必要な課題であった優先株式30億円の処理を完了いたしました。

《平成28年度(第36期)》

前記「(I) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。



(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

- ① サッシその他の建築材料の製造・販売・施工
- ② 各種アルミニウム製品の製造・販売・施工
- ③ 環境保全用機器・設備の製造・販売・施工
- ④ 取替サッシ、ビル外壁改装の製造・販売・施工

(8) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地	会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
不二サッシ株式会社	本 社	神奈川県川崎市	関西不二サッシ株式会社	本 社	大阪府高槻市
	営 業 本 部	東京都品川区	日海不二サッシ株式会社	本 社	石川県金沢市
	関 東 支 店	埼玉県さいたま市	不二サッシリニューアル株式会社	本 社	神奈川県川崎市
	東 京 支 店	東京都品川区	不二倉業株式会社	本 社	東京都品川区
	横 浜 支 店	神奈川県横浜市	不二サッシサービス株式会社	本 社	神奈川県横浜市
	名古屋支店	愛知県名古屋市	協 同 建 工 株 式 会 社	本 社	神奈川県大和市
	大 阪 支 店	大阪府大阪市	北海道不二サッシ株式会社	本 社	北海道札幌市
	中四国支店	広島県広島市	株式会社不二サッシ東北	本 社	宮城県仙台市
	シンガポール支店	シンガポール	株式会社不二サッシ関東	本 社	東京都文京区
	千 葉 工 場	千葉県市原市	株式会社不二サッシ東海	本 社	愛知県稲沢市
	大 阪 工 場	大阪府高槻市	株式会社不二サッシ関西	本 社	大阪府吹田市
不二ライトメタル株式会社	本 社	熊本県玉名郡	株式会社不二サッシ中四国	本 社	広島県福山市
	東日本事業部	千葉県市原市	株式会社不二サッシ九州	本 社	福岡県福岡市
	東 京 支 店	東京都中央区	奈良不二サッシ販売株式会社	本 社	奈良県奈良市
	大 阪 支 店	大阪府大阪市			

(注) 不二サッシ(マレーシア)SDN.BHD.は平成28年4月30日付で、ベナン工場閉鎖および建材事業以外のすべての営業活動を停止したため、記載を削除いたしました。



(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
不二ライトメタル株式会社	2,000	100.0	各種アルミニウムその他の金属製品の設計・製造・販売・施工
関西不二サッシ株式会社	100	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
日海不二サッシ株式会社	100	99.9	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
不二サッシリニューアル株式会社	90	100.0	取 替 サ ッ シ、 ビ ル 外 壁 改 装 ・ 販 売
不 二 倉 業 株 式 会 社	400	100.0	貨物自動車運送業
不二サッシサービス株式会社	30	100.0	損害保険代理店業および生命保険募集に関する業務
協 同 建 工 株 式 会 社	50	100.0	建築工事ならびに内装工事の請負および施工
北海道不二サッシ株式会社	20	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
株式会社不二サッシ東北	230	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
株式会社不二サッシ関東	100	100.0	サッシその他の金属製建具の販売・施工
株式会社不二サッシ東海	50	100.0	サッシその他の金属製建具の販売
株式会社不二サッシ関西	50	100.0	サッシその他の金属製建具の販売
株式会社不二サッシ中四国	100	100.0	サッシその他の金属製建具の販売・施工
株式会社不二サッシ九州	250	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
奈良不二サッシ販売株式会社	40	100.0	サッシその他の金属製建具の販売

(注) 不二サッシ(マレーシア)SDN.BHD.は平成28年4月30日付で、ベナン工場閉鎖および建材事業以外のすべての営業活動を停止したため、記載を削除いたしました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当する事項はございません。



(10) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

事業の種類別セグメント名	従業員数	前期末比増減
建 材 事 業	1,855 名	11 (増) 名
形 材 外 販 事 業	898	198 (減)
環 境 事 業	37	5 (減)
そ の 他	98	0 (－)
全 社 (共 通)	58	1 (減)
合 計	2,946	193 (減)

- (注) 1. その他は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。
3. 形材外販事業の従業員数の減少は、主に不二サッシ(マレーシア)SDN.BHD.ペナン工場閉鎖に伴うものであります。

(11) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社 りそな銀行	4,665 百万円

(注) 上記金額には、(株)りそな銀行との総額95億円のコミットメントライン契約に基づく、借入実行残高43億円が含まれております。

2. 株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 157,000,000株
(2) 発行済株式の総数 126,267,824株 (うち、自己株式の数69,652株)
(3) 株 主 数 20,674名

(注) 平成28年6月29日開催の株主総会決議により、第2種優先株式150万株の定めに関する規定は定款から削除いたしました。



(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
文化シヤッター株式会社	29,626	23.48
大栄不動産株式会社	5,349	4.24
蛇の目ミシン工業株式会社	2,100	1.66
株式会社りそな銀行	1,857	1.47
大日メタックス株式会社	1,530	1.21
不二サッシ社員持株会	1,489	1.18
三井物産株式会社	1,474	1.17
株式会社埼玉りそな銀行	1,438	1.14
株式会社SBI証券	1,360	1.08
楽天証券株式会社	921	0.73

(注) 持株比率は、自己株式（69,652株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

該当する事項はありません。



4. 役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 当社の取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 屋 英 久	社長執行役員
代 表 取 締 役	石 橋 雅 夫	専務執行役員、監査部・海外事業部担当
取 締 役	大 江 敬 文	常務執行役員、営業本部 建材営業本部長
取 締 役	石 堂 金 也	常務執行役員、管理本部長、経営企画室担当
取 締 役	梅 原 敏	常務執行役員、環境事業部担当
取 締 役	外 山 敏 昭	常務執行役員、戦略統括本部長、技術本部担当
取 締 役	吉 田 勉	常務執行役員、営業本部長 兼 ビル営業本部長
取 締 役	岡 野 直 樹	執行役員、生産本部長、品質保証部・環境安全部担当
取 締 役	緒 方 右 武	大栄不動産(株)社外取締役
取 締 役	鈴 江 孝 裕	鈴江コーポレーション(株)代表取締役会長
常 勤 監 査 役	磯 典 雄	
監 査 役	妹 尾 佳 明	弁護士（MOS合同法律事務所）
※監 査 役	佐 々 木 茂	大栄不動産デベロップメント(株)代表取締役社長

- (注) 1. ※印は、平成28年6月29日開催の第35期定時株主総会において、新たに選任された監査役であります。
2. 取締役のうち緒方右武、鈴江孝裕の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち妹尾佳明、佐々木 茂の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は妹尾佳明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当期中の退任監査役は次のとおりであります。

退任時の会社 における地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退 任 日
監 査 役	斉 藤 実	A G S(株) 顧問	平成28年6月29日(辞任)



5. 決算期後の取締役の担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況	異動年月日
代表取締役社長	吉 田 勉	社長執行役員	平成29年4月1日
代 表 取 締 役	石 堂 金 也	専務執行役員、経営企画室担当	平成29年4月1日
取 締 役	大 江 敬 文	常務執行役員、営業本部 営業推進担当	平成29年4月1日
取 締 役	外 山 敏 昭	常務執行役員、業務改革・環境事業部担当	平成29年4月1日
取締役相談役	土 屋 英 久	執行役員	平成29年4月1日
取 締 役	石 橋 雅 夫	執行役員、監査部・海外事業部担当	平成29年4月1日
取 締 役	岡 野 直 樹	執行役員、営業本部長	平成29年4月1日
取 締 役	梅 原 敏	技術本部顧問	平成29年4月1日

当社経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者の指名に関しては、定款における員数上限および「常勤役員年齢上限内規」に基づき、独立社外取締役が参画する「役員人事・報酬協議会」において人事案を策定し、取締役会における役員選任議案の承認決議を経て、株主総会に上程いたします。

なお、当社取締役および執行役員ならびに監査役候補者の指名方針に関しては、「コーポレートガバナンス基本方針」第5条および第6条に記載のとおりです。

(<http://www.fujisash.co.jp/hp/company/governance/>)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金500万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。



(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 報酬の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	193,134 千円
(うち社外取締役)	(2名)	9,600 千円
監 査 役	4 名	23,160 千円
(うち社外監査役)	(3名)	8,880 千円
合 計	14 名	216,294 千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度中退任した監査役を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成2年6月28日開催の第9期定時株主総会において、年額4億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成2年6月28日開催の第9期定時株主総会において、年額8千万円以内と決議いただいております。

②報酬等の決定に関する方針

当社取締役および執行役員の報酬に関しては、独立社外取締役が参画する「役員人事・報酬協議会」において各期の業績・成果に見合った個別役員の報酬額の案を協議のうえ策定し、取締役会において決定しております。

当社取締役および執行役員の報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績評価に基づき決定されます。



(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	緒 方 右 武	大栄不動産(株) 社外取締役	大栄不動産(株)は当社の大株主であり、当社は同社との間で、不動産仲介での取引があります。
社外取締役	鈴 江 孝 裕	鈴江コーポレーション(株) 代表取締役会長	当社子会社の不二倉業(株)と同社との間で運送業に関して取引があります。
社外監査役	妹 尾 佳 明	弁護士 (MOS合同法律事務所)	当社と妹尾佳明弁護士および同事務所との間に重要な取引その他関係はありません。
社外監査役	佐 々 木 茂	大栄不動産デベロップメント(株) 代表取締役社長	当社と大栄不動産デベロップメント(株)との間で、取引はありません。

②当事業年度における主な活動

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
社外取締役	緒 方 右 武	当事業年度の取締役会に１９回中１７回出席している他、その他の重要な会議に出席し、議案審議等について、主に法令や定款の遵守に係わる観点から必要な発言を行っております。
社外取締役	鈴 江 孝 裕	当事業年度の取締役会に１９回中６回の出席ですが、資料等については事前確認に必要な意見をいただくとともに、経営会議等、その他の重要な会議に出席し、経験豊富な経営者としての観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	妹 尾 佳 明	当事業年度の取締役会および監査役会に１９回中１９回出席している他、その他の重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な意見を述べております。
社外監査役	佐 々 木 茂	就任後開催の取締役会に、１６回中１６回出席し、監査役会へは１４回中１４回出席している他、その他の重要な会議に出席し、主に金融・不動産分野における業務執行・経営者としての観点から、適宜必要な意見を述べております。



5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金500万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額
55百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金
銭その他の財産上の利益の合計額
63百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。



6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社は、会社法第362条第5項及び会社法施行規則第100条に基づき、当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（以下、「内部統制システム」という。）の構築について、当社の「経営理念」及び「不二サッシ・コンプライアンス行動規範」に則り、その基本方針を下記のとおり定めております。

記

(1) 内部統制システム構築の目的

- ① 内部統制システムの構築は、当社及び連結子会社（以下、「不二サッシグループ」という。）の効率的で適法な企業体制を作することを目的とし、各条項に定める担当部門の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、不断の見直しによってその改善を図るものとする。
- ② 当社は、別に定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、適正な財務報告及び連結ベースの財務報告を作成するための体制を構築・整備する。
また、財務報告に係る内部統制で求められている「ITへの対応」に関しては、「財務報告に係るIT統制活動の基本方針」に基づき、適切な体制を構築・整備する。

(2) 不二サッシグループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、平成15年4月より、法令遵守及び企業倫理意識を高め遵法体制を築くため、コンプライアンス統括室を設置するとともに、「不二サッシ・コンプライアンス行動規範」を制定し、取締役及び使用人が、日々の業務を遂行していくうえで誠実かつ適切な行動をするための共通の価値観・倫理観である基本方針を定めた。

また、「不二サッシ・コンプライアンス行動基準」を制定し、取締役及び使用人が、日々の業務を遂行していくうえで実践すべき具体的な行動を定めた。

これらの行動指針は、不二サッシグループ各社において機関決定を行い、その周知に努めるものとする。

- ② 取締役及び使用人に、法令、定款の遵守を徹底するため、社内報及び社内通達等においてコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務にあたるよう、適宜指導・教育を行う。

また、この一環として平成19年10月に「不二サッシコンプライアンスマニュアル」を発行し、不二サッシグループの役員、使用人等一人ひとりが、日々の継続的な活動のなかで自らコンプライアンスを実践していくよう、教育を推進している。

- ③ 取締役は、平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、不二サッシグループ各社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。また、取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締



役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外監査役を含む監査役が、取締役と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。

- ④ 「不二サッシ企業倫理ホットライン」を開設し、不二サッシグループ並びに不二サッシグループの役員、使用人等におけるコンプライアンス違反についての通報を受け付け、適正に対処する。当社は、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ⑤ 取締役及び使用人は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で臨み、関係を一切遮断する。また、暴力団排除条例に基づき、反社会的勢力の活動を助長し、その運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「情報等」という。）の取扱いは、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。

また、情報等の管理並びに個人番号及び特定個人情報については、「情報セキュリティ・ポリシー」及び「個人情報の取扱いについて（プライバシー・ポリシー）」において基本方針を定めている。

(4) 不二サッシグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理体制は、決裁規程などの社内規程・マニュアル等に基づき業務執行ルールを明確にするとともに、経理面においては、各部門長による自立的

な管理を基本としつつ、総合企画部経理部が計数的な管理を行い、また、他の部門から独立した組織である監査部において、不二サッシグループを含めた厳正な業務監査を実施し、経営管理部コーポレートガバナンス部コンプライアンス統括室において、企業活動における法令遵守と倫理に基づく行動の徹底と実践の啓蒙を行う。

- ② 平成11年2月より、不二サッシグループを取り巻くリスクが発生した場合、迅速で正確な事実把握と会社としての的確な対応を速やかに決定するため、「緊急対策検討委員会」を設置し、会社の危機管理体制の徹底を図っている。
- ③ 当社は環境基本方針・行動指針に基づき、「環境マネジメントシステム」を導入し、環境保全活動を進めるとともに、「中央環境管理委員会」において、環境施策の検討や情報交換を行う。さらに、環境問題に関するリスクに対応するため、平成17年11月に環境安全部を設置し、公害防止、環境保全に関する統括管理を行うとともに、平成18年4月に「環境管理連絡会」を設置し、不二サッシグループの公害防止対策に関する体制の整備を強化した。
- ④ 従来の建材に関する品質管理・保証だけでなく、不二サッシグループの非サッシ分野における品質管理・保証体制を整備するため、平成18年6月に品質保証部を新設した。

さらに、不二サッシグループ各社が製造・販売する製品の安全確保に関する指針を、平成20年4月に「不二サッシグループ製品安全行動指針」として定めるとともに、製品事故情報が速やかに報告さ



れるよう「F S 事故情報報告制度」を制定し、不二サッシグループ及び特約店等の取引先に対して周知を図っている。また、顧客満足や安心・安全な商品の提供のために必要なすべての計画的・体系的な活動を不二サッシグループ全体で実施するため、「品質管理委員会」や「中央規格委員会」において品質情報の共有化や水平展開並びに規格の整備を行うとともに、品質パトロール（監査）を通じて品質保証体制の強化を図っている。

- ⑤ 不二サッシグループ各社に対して、通達等により反社会的勢力との関係排除を周知するとともに、暴力団排除条例に基づき、諸規程及び契約書式等の整備を図った。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び執行役員の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、法令及び取締役会規程により定められている事項並びにその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議する。また、取締役会の下に、社長が議長を務め、執行役員で構成される経営審議・業務執行会議（以下、「経営会議」という。）を設置し、経営に関する重要事項について、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行方針について意思決定を行っている。

なお、取締役会及び経営会議に付議するにあたっては、議題に関する資料について、事前に、全役員に周知される体制をとるものとする。

- ③ 平成12年6月より、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化と業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、その後、業務執行の強化策として、会長・社長以外の取締役の役付と取締役への業務委嘱をなくし、業務委嘱は執行役員に対して行うこととしている。
- ④ 経営計画のマネジメントについては、将来の事業環境を踏まえ、毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために具体策を立案、実行することとする。
また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているかを、取締役会への業務報告を通じて定期的に検証を行う。
- ⑤ 日常の職務遂行に際しては、決裁規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各責任者がその権限に則り業務を遂行する。

(6) 不二サッシグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 総合企画部関連事業部（以下、「関連事業部」という。）は、関係会社管理規程に基づき、子会社・関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理業務の総括を行うとともに、所管する部門長（以下、「関係部門長」という。）生産関係会社は生産管理部長、販売関係会社は営業企画部長、海外関係会社は海外事業部長



並びに海外営業企画部長)と協議し、子会社等の指導、育成のため適切な助言を行う。

- ② 関連事業部及び関係部門長は、子会社等が行う重要事項等について、審査、検討を行い、当社の決裁を受けるものとし、また、事業計画に基づく子会社等の経営内容を把握するため、必要に応じて財務諸表、借入金残高報告書等の書類を求め、確認及び検討を行う。上記体制の強化のため関係会社管理規程を改訂し、当社に事前申請または事後報告する事項を具体的に定めるとともに、意思決定プロセスを明確にした。また、子会社等の内部統制に関する諸規程の整備を実施した。
- ③ 子会社等の株主総会に対する当社の議決権行使及び委任に関する事項は、当社担当役員の決裁に基づいて行使する。
- ④ 監査部は、内部監査規程に準拠して、子会社等に対して必要の都度、会計監査及び業務監査を行うものとする。なお、財務報告に関する内部統制の強化を図るため平成21年3月に監査部に内部統制室を新設した。
- ⑤ 子会社等に損失等の危機が発生し、関連事業部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危機の状況、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の代表取締役、担当部門及び緊急対策検討委員会に速やかに報告される体制を構築・整備した。
- ⑥ 子会社等の監査役には、当社の使用人等が兼務することとし、子会社等の取締役の業務監査及び会計監査（または会計監査のみ）を行うものとする。

⑦ 公害防止、環境保全に関する統括管理については、前述のとおり、「環境管理連絡会」において、不二サッシンググループの公害防止対策に関する体制を整備している。

⑧ 定期的に当社及び子会社等の社長による社長会を開催し、円滑な企業グループ活動と営業の諸問題等の解決を図り、相互協調を促進するものとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、会社法の主旨に則り、兼任の監査役会事務局スタッフ1名を配置しているが、今後、監査役から要請があった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人について、配置すべき部門、専任・兼任の取り決め及びその人選や地位等について、監査役と協議のうえ定めるものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の異動については、監査役と協議のうえ決定し、その使用人の人事考課については、監査役の意見を反映して決定するものとする。

(9) 不二サッシンググループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。



- ② 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。
- ③ 監査役は、監査部その他関係部門及び子会社等の監査役と緊密な関係を保ち、必要に応じて内部統制システム構築に係る活動状況、監査部その他関係部門及び子会社等の監査役の活動状況、業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容、「不二サッシ企業倫理ホットライン」の運用状況等について報告を求めることができる。
- ④ 当社は、監査役に報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。
- ⑤ 監査役は、監査役会において、職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努めるものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して、監査方針をたて、適切に監査対象及び方法を選定し、監査計画を作成するものとする。
- ② 監査役会は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めるものとする。
- ③ 代表取締役と監査役との間で、定期的に意見交換会を行うものとする。
- ④ 社外取締役と監査役との間で、必要に応じて意見交換を行うものとする。

- ⑤ 監査役は、当社の会計監査人である東陽監査法人から、会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど、関係を図っていくものとする。
- ⑥ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士、会計監査人、コンサルタントその他、監査役協会、外部アドバイザー等に意見を求めることができる。

(11) 当社の監査役の職務の執行において生ずる費用の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係わる費用が監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理するものとする。



7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備して運用をしております。上記各体制の整備および運用状況については継続的に調査し、取締役会へ報告するとともに、調査の結果を踏まえて、より適切な内部統制システムの構築に努めております。

(1)コンプライアンスに関する取組み

「不二サッシ・コンプライアンス行動規範」「不二サッシ・コンプライアンス行動基準」の社内規程を整備するとともに、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するため当社グループの役員、使用人等を対象としたコンプライアンステストを定期的実施しております。また、当社の内部通報窓口である、「不二サッシ企業倫理ホットライン」についても周知活動を継続し、問題の早期発見と改善に努めており、その運用・通報状況について定期的に取締役会に報告を行っております。

(2)損失の危険の管理に関する取組み

重大なリスクが発生した場合は「緊急対策検討委員会」を開催し、的確な対応を速やかに決定しております。

(3)業務執行の適正および効率性の確保に関する取組み

当社は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定およびその監督を有効に行っております。

また、取締役、執行役員および部門長で構成される「経営会議」では意思決定に至る検討に深度を加えております。

なお、社外取締役、社外監査役からは、四半期毎に関係役員と意見交換会を実施し、社外役員の方の意見を取り入れ機会を設け監督機能を強化しております。さらに年に1度、取締役および監査役に対して、取締役会に対するアンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

(4)当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

関係会社は、関係会社管理規程に基づき、定められた重要な事項について承認申請・報告を行う体制としているほか、関連事業部、監査部が定期的に監査・指導を行っております。

(5)監査役監査の実効性の確保に関する取組み

当社は、監査役会を設けており、原則として月1回以上開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。また、監査役は各種会議への出席や決裁書等の閲覧により監査の実効性を確保しております。

＜備考＞本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
なお、1株当たり当期純利益は四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)



(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	85,467	(負 債 の 部)	67,893
流 動 資 産	49,538	流 動 負 債	41,822
現 金 及 び 預 金	13,501	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	17,381
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	18,498	短 期 借 入 金	10,648
商 品 及 び 製 品	1,064	一 年 以 内 償 還 予 定 社 債	600
仕 掛 品	12,281	リ ー ス 債 務	268
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,603	未 払 法 人 税 等	724
販 売 用 不 動 産	415	前 受 金	7,518
繰 延 税 金 資 産	136	工 事 損 失 引 当 金	303
そ の 他	1,623	資 産 除 去 債 務	212
貸 倒 引 当 金	△586	そ の 他	4,164
固 定 資 産	35,929	固 定 負 債	26,071
有形固定資産	28,231	社 債	4,100
建 物 及 び 構 築 物	37,540	長 期 借 入 金	4,876
減価償却累計額及び減損損失累計額	△30,173	リ ー ス 債 務	1,551
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	41,917	繰 延 税 金 負 債	26
減価償却累計額及び減損損失累計額	△37,396	再評価に係る繰延税金負債	417
土 地		退 職 給 付 に 係 る 負 債	14,397
リ ー ス 資 産	2,394	資 産 除 去 債 務	205
減 価 償 却 累 計 額	△725	そ の 他	496
建 設 仮 勘 定		(純 資 産 の 部)	17,574
そ の 他	12,757	株 主 資 本	16,996
減価償却累計額及び減損損失累計額	△11,716	資 本 金	1,709
無形固定資産	193	資 本 剰 余 金	816
そ の 他	193	利 益 剰 余 金	14,479
投資その他の資産	7,503	自 己 株 式	△8
投 資 有 価 証 券	2,223	その他の包括利益累計額	454
長 期 貸 付 金	29	その他有価証券評価差額金	663
繰 延 税 金 資 産	3,644	土 地 再 評 価 差 額 金	1,491
そ の 他	2,683	為 替 換 算 調 整 勘 定	△318
貸 倒 引 当 金	△1,077	退職給付に係る調整累計額	△1,382
資 産 合 計	85,467	非支配株主持分	123
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	85,467



連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			94,322
売上原価			78,657
売上総利益			15,664
販売費及び一般管理費			13,049
営業利益			2,615
営業外収益			
受取配当金	19		
受取配当利益	58		
受取配当金	139		
受取配当金	220		
受取配当金	28		
受取配当金	2		
受取配当金	80		548
営業外費用			
支払利息	342		
支払利息	13		
支払利息	118		
支払利息	120		
支払利息	201		795
経常利益			2,368
特別利益			
固定資産売却益	14		
固定資産売却益	34		
固定資産売却益	29		78
特別損失			
固定資産売却損	33		
固定資産売却損	15		
固定資産売却損	7		55
税金等調整前当期純利益			2,390
法人税、住民税及び事業税	809		
法人税等調整額	△2,766		△1,956
当期純利益			4,347
非支配株主に帰属する当期純損失			3
親会社株主に帰属する当期純利益			4,350



連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
平成28年4月1日残高	1,709	814	10,255	△9	12,769
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△126		△126
親会社株主に帰属する当期純利益			4,350		4,350
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
持分法の適用範囲の変動				0	0
連結子会社株式の 取得による持分の増減		1			1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	1	4,224	0	4,226
平成29年3月31日残高	1,709	816	14,479	△8	16,996

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成28年4月1日残高	588	1,501	△402	△2,150	△463	143	12,449
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△126
親会社株主に帰属する当期純利益							4,350
自 己 株 式 の 取 得							△0
持分法の適用範囲の変動							0
連結子会社株式の 取得による持分の増減							1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	75	△10	84	767	917	△19	898
連結会計年度中の変動額合計	75	△10	84	767	917	△19	5,125
平成29年3月31日残高	663	1,491	△318	△1,382	454	123	17,574



独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月22日

不二サッシ株式会社
取締役会 御 中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 中 塩 信 一 (印)
指定社員 業務執行社員	公認会計士 田 久 保 謙 (印)
指定社員 業務執行社員	公認会計士 平 井 肇 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二サッシ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)



(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	53,265	(負 債 の 部)	41,846
流 動 資 産	22,156	流 動 負 債	26,401
現金及び預金	3,833	支払手形	2,233
受取手形	3,719	電子記録債	4,791
掛金	3,618	買掛金	4,418
商品及び製品	760	短期借入金	4,600
仕掛品	7,792	一年以内償還予定社債	600
原材料及び貯蔵品	48	一年以内返済予定長期借入金	1,743
販売用不動産	229	リース負債	214
前払費用	458	未払金	235
繰延税金資産	57	未払法人税等	482
短期貸付	1,524	未払法 人 税	503
未立入金	1,239	前払 受 取	5,153
その他金	165	前受 損 失 引 当	533
貸倒引当金	8	工事 産 除 の 債	13
	△1,298	その他	90
			212
			574
固 定 資 産	31,109	固 定 負 債	15,444
有形固定資産	16,247	社 債	4,100
建物	23,099	長期 借 入 債	2,496
減価償却累計額及び減損損失累計額	△18,563	リース 給 付 引 当	1,497
構築物	2,007	退職 産 除 の 債	6,854
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,822		138
機械及び装置	7,164		358
減価償却累計額及び減損損失累計額	△6,614		
車両運搬具	50		
減価償却累計額及び減損損失累計額	△48		
工具器具備品	5,839		
減価償却累計額及び減損損失累計額	△5,456		
土地	2,060		
リース 資 産	△489		
建物 減 価 償 却 累 計 額	1,570		
建設仮勘定	94		
無形固定資産	103	(純 資 産 の 部)	11,418
ソフトウエア	65	株 主 資 本	10,928
その他	38	資 本 金	1,709
投資その他の資産	14,758	資 本 剰 余 金	791
投資有価証券	1,764	資 本 準 備 金	791
関係会社株	10,202	利 益 剰 余 金	8,435
従業員に対する長期貸付金	15	その他利益剰余金	8,435
関係会社長期貸付金	2,559	繰越利益剰余金	8,435
敷金及び保証金等	271	自 己 株 式	△8
破産延税	523	評価・換算差額等	490
繰延税金資産	1,481	その他有価証券評価差額金	490
その他の金	583		
貸倒引当金	△2,642		
資 産 合 計	53,265	負 債 及 び 純 資 産 合 計	53,265



損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高		46,027	
売 上 原 価		39,082	
売 上 総 利 益		6,944	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,604	
営 業 利 益		1,340	
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	24		
受 取 配 当 金	343		
保 険 取 配 当 金	72		
受 取 賃 貸 料	348		
電 力 販 売 収 益	139		
そ の 他	21	949	
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	246		
手 形 売 却 損	0		
賃 貸 費	380		
電 力 販 売 費	118		
貸 倒 引 当 金 繰 入	300		
減 価 償 却 費	120		
そ の 他	121	1,287	
経 常 利 益		1,002	
特 定 資 産 売 却 益	0	0	
特 定 資 産 除 却 損	20	20	
税 引 前 当 期 純 利 益		982	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	228		
法 人 税 等 調 整 額	△1,509	△1,281	
当 期 純 利 益		2,263	



株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年4月1日残高	1,709	791	791	6,298	6,298	△8	8,791
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△126	△126		△126
当期純利益				2,263	2,263		2,263
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	2,137	2,137	△0	2,137
平成29年3月31日残高	1,709	791	791	8,435	8,435	△8	10,928

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成28年4月1日残高	441	441	9,233
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△126
当期純利益			2,263
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	48	48	48
事業年度中の変動額合計	48	48	2,185
平成29年3月31日残高	490	490	11,418



独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月22日

不二サッシ株式会社
取締役会 御 中

東陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	中 塩 信 一	Ⓔ
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	田 久 保 謙	Ⓔ
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	平 井 肇	Ⓔ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二サッシ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

不二サッシ株式会社 監査役会

常勤監査役 磯 典 雄 ⑩

社外監査役 妹 尾 佳 明 ⑩

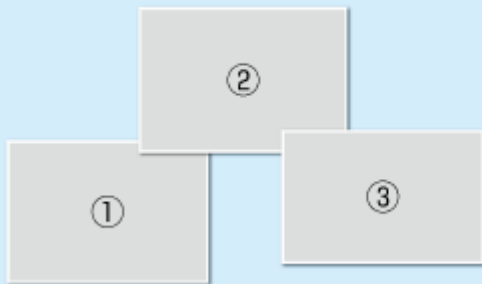
社外監査役 佐 々 木 茂 ⑩

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月に開催
期末配当基準日	3月31日
中間配当基準日	9月30日
その他の基準日	上記の他、必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
および特別口座の 口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
(郵送物送付先) (お問合せ先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL.0120-782-031 (フリーダイヤル)
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://www.fujisash.co.jp/

● 表紙写真説明



① 高知県立高知城歴史博物館

所在地：高知県高知市

設計：日本設計・若竹まちづくり研究所共同企業体

施工：清水・轟・入交特定建設工事共同企業体

② 東京工科大学・日本工学院蒲田キャンパス

所在地：東京都大田区

設計：磯久米設計

施工：磯大林組、磯熊谷組

③ 秋田市新庁舎

所在地：秋田県秋田市

設計：日本設計・遼辺差佐文建築設計・コスモス設計

秋田市新庁舎建設設計共同企業体

施工：清水・千代田・シブヤ・田村 建設工事共同企業体

不二サッシ株式会社

〒212-0058

神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号 Tel. (044) 520-0034